

事務連絡
平成30年4月2日

会員 殿

(一社) 岡山県トラック協会

平成29年度貨物自動車運送事業「事業実績報告書」の提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの報告書については貨物自動車運送事業報告規則第2条の規定により、毎年、貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長宛に提出することになっています。

敬具

記

1. 提出部数

報告書を3部作成のうえ、1部を事業者控えとして2部を提出して下さい。

県外に本社がある事業者の方は、本社所在地を管轄する運輸支局を経由して必要部数を提出して下さい。

2. 事業実績報告期間

平成29年4月1日より平成30年3月31日の間の事業実績

3. 提出期限

平成30年7月10日まで

(注) 一般貨物自動車運送事業「事業報告書」(旧：営業報告書)は各事業者(一般貨物自動車運送事業者に限る)の決算期が近づいたら協会にご連絡下さい。

(送付先及び問い合わせ先)

〒700-8567

岡山市北区青江1-22-33

(一社) 岡山県トラック協会 業務課

TEL (086) 234-8211

貨物自動車運送事業実績報告書の記入方

①延実在車両数 車両数×365（1年の日数）（例）5台×365日＝1,825

（注）ただし、年度内（4月～3月）に増減が生じた場合は

（A）4/1～7/31 まで 6台 →6台×122日＝ 732

（B）8/1～12/31まで 8台 →8台×153日＝1224

（C）1/1～3/31 まで 7台 →7台× 90日＝ 630

計（A）＋（B）＋（C）＝2,586

②延実働車両数 稼働した車両数×稼働日数

（注）事業用自動車稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため1日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も1日車と算定する。

③走行キロ 年間の総走行距離（空車距離も含む）の実績値を記入する。

④実車キロ 貨物を積載して走行した年間の走行距離を記入。

⑤輸送トン数・実運送（トン数）→自車で運んだ年間総輸送トン数の実績値を記入。
・利用運送（トン数）→備車で運んだ年間総輸送トン数の実績値を記入。

⑥営業収入 年間の総収入の実績値を記入。

事故件数

※交通事故件数の欄は、道路交通法第72条第1項の交通事故件数を記入。

[道路交通法第72条第1項]

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいる時は当該警察官に、警察官が現場にいない時は直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

※重大事故件数の欄は、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

[自動車事故報告規則第2条]

1. 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触したもの
3. 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
6. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
7. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
8. 自動車に積載された次に掲げられるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
 - ・ 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ・ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ・ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - ・ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染されたもの
 - ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ・ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ・ 道路運送車両法の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物
9. 国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した場合
10. 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
11. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
13. 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの
14. 救護義務違反があったもの

※3. の重傷者とは14日以上入院を要する傷害で、医師の治療期間が30日以上
の者

※死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載。

※負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載。